



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ムロコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 室 雅文
(J A S D A Q ・ コード 7264)
問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長兼総務人事部長 山口 誉
電 話 03-3703-4123

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

業務執行を行わない取締役及び監査役に適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定（変更案第28条第2項）及び監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定（変更案第38条第2項）を新設するとともに、現行定款第28条第1項及び第38条第1項について、同新設規定の記載にあわせた所要の変更を行うものであります。

なお、業務執行を行わない取締役との責任限定契約に関する規定（変更案第28条第2項）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります（下線部分に変更箇所を示しております）。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は</u>、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任につき、<u>法令に定める要件に該当する場合には</u>、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により</u>、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の責任につき、<u>法令に定める要件に該当する場合には</u>、<u>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大なる過失がない場合は</u>、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任につき、<u>法令に定める要件に該当する場合には</u>、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により</u>、監査役との間に、同法第423条第1項の責任につき、<u>法令に定める要件に該当する場合には</u>、<u>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款の効力発生日

平成27年6月24日（予定）
平成27年6月24日（予定）

以 上